

## 第68回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2021年（令和3年）6月22日（火）15時30分～17時30分

場所：弁護士会館17階1701AB会議室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）  
副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）  
委員 湯浅 誠（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）（※Zoom出席）  
井田 香奈子（朝日新聞論説委員）  
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）（※Zoom出席）  
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）  
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）  
田中 良（杉並区長）  
浜野 京（信州大学理事（特命戦略（大学経営力強化）担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）（※Zoom出席）  
鈴木 正朝（新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部 教授、一般財団法人情報法制研究所 理事長）

（日弁連）

会長 荒 中  
副会長 神田 安積、高橋 敬幸、原 章夫、八木 宏樹、十河 弘  
事務総長 瀧上 玲子  
事務次長 佐熊 真紀子、藤原 靖夫、畑中 隆爾、木原 大輔、松田 由貴、石井 邦尚、下園 剛由  
広報室室長 白石 裕美子

（説明協力者）

法曹養成制度改革実現本部副本部長 春名 一典（※Zoom出席）

以上 敬称略

### 1. 開会

（藤原事務次長）

それでは、第68回日弁連市民会議を始めさせていただきます。事前にご案内のとおり、今回も議長とご相談の上、感染予防対策のための特例として、Zoomでの出席を可能とする取扱いを継続させていただいております。

まず、資料の確認をさせていただきます。事前送付資料の冊子が一部、それから、「あなたの街に弁護士を」、「弁護士になろう！☆8人のチャレンジ☆」、「舞台は世界」という3種類の日弁連のパンフレットをお配りしています。また、兵庫県弁護士会が作成した「弁護士になろう！8人のチャレンジ 兵庫県版」というパンフレットもお配りしています。当日配布資料としましては、「新型コロナウイルス感染症拡大の取組」という1枚ものの資料をお配りしていますのでご確認ください。

では、日弁連側の出席者のうち、今回初めて出席をしている者がおりますので、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(高橋副会長)

はじめまして、弁護士の高橋です。鳥取県弁護士会です。私は修習期が31期で、荒会長より歳も期も古いという最古参でございます。どうかよろしく願いいたします。

(八木副会長)

本年度副会長を務めております、弁護士の八木と申します。札幌弁護士会です。本日は、弁護士過疎・偏在問題の対策についてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

(原副会長)

4月から副会長を務めております、原章夫と申します。長崎県弁護士会所属です。よろしく願いいたします。

(十河副会長)

4月から副会長を務めております、十河弘と申します。仙台弁護士会所属です。COVID-19対策本部や災害対策を主に担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

(神田副会長)

第二東京弁護士会の神田安積と申します。法曹養成、刑事司法などを担当しております。5年ほど前まで事務次長を務めておまして、その際には北川議長はじめ、一部の委員の先生方にはお世話になりました。本日は、法曹志望者増に向けた取組についてご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

(石井事務次長)

6月1日から事務次長に就任しました石井邦尚と申します。第二東京弁護士会に所属しております。51期で、1999年に弁護士になりました。どうぞよろしく願いいたします。

(藤原事務次長)

後ほど、議題2につき、春名一典法曹養成改革実現本部副本部長が説明協力者としてZoomで参加いたします。

また、従前同様、日弁連ウェブサイトの会長動静というページに掲載するために広報課職員が写真撮影をさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

それでは、ここからは、北川議長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 開会挨拶

(北川議長)

委員の皆様、お忙しい中ご出席くださり、ありがとうございます。本日は、吉柳さおり委員さん、浜野京委員さん、湯浅誠委員さんはZ o o mでご出席です。太田昌克委員さんはご欠席です。

それでは、第68回の市民会議を開催させていただきたいと思います。

## 3. 荒中日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、荒中日弁連会長さんからご挨拶をいただきたいと思います。

(荒会長)

荒でございます。本日も、皆様大変お忙しい中、そして何かと制約を受ける中、このように多数の委員の皆様方にご出席をいただきまして、心より感謝申し上げます。

6月11日に日弁連は定期総会を開催し、昨年度決算と本年度予算の承認を得ることができました。予算の裏付けをもって今年度の活動ができる状況になり、私としてはほっとしているところです。

とはいうものの、今年に入ってから緊急事態宣言が二度続き、宣言が明けてもなお、まん延防止等重点措置の下で私たちは生活をしているという状況の中で、市民や事業者の生活は、本当に苦しい状況をしのいできており、その跡がいろいろなところに表れています。それが歪みとなって、あるところでは差別発言に繋がったり、あるところでは経済的な破綻に追い詰められたりということが今起きつつあり、これから拡大していくのではないかとみられるところです。

私たちの活動はなお一層、これに寄り添いながら強めていかなければいけないと思っています。

私たちの強みは、何と言っても現場を持っていることで、現場で起きていることをいち早く察知できるのが私たちだと思っています。その強みを生かして、私たちは3回の緊急事態宣言の間も、無料法律相談を続けてまいりました。

前回の市民会議では、その分析結果についてご報告させていただきましたが、やはり時を経るごとに相談内容も大きく変わっていることがうかがわれます。本日のテーマには入っておりませんので、私から若干、前回以降の変化についてお話しします。こちらのカラーの資料をご覧ください。前回の報告資料に、最近の活動を付加したものです。

前回も、相談内容の変化について帯グラフでご説明させていただきましたけれども、その後、5月14日・15日の2日間にわたって、「新型コロナウイルス・ワクチン予防接種に係る人権差別問題ホットライン」という電話相談を開催したところ、2日間で200件を超える相談を受けました。

今その分析結果を取りまとめているところですが、今回の電話相談で見られたのは、ワクチン接種をした者としなない者の差別や偏見という問題でした。私たちはこの問題について記者会見をしたところ、大きな反響がありました。今後、さらに分析結果に基づいた対応をしていきたいと思っています。

また、6月から「新型コロナウイルス・ワクチン接種に関する市区長ホットライン」というものも開設いたしました。こちらは、全国市長会の立谷会長の要請により開設したもので、市長・区長の方々から私たちが相談を承る電話相談です。これから64歳以下の方々に対するワクチン接種が始まる中で、自治体にとってもいろいろな悩みごとが起きてくるのではないかとということで、要請に基づき作らせていただきました。

このように、私たちは様々なコロナ禍の問題について、今後も活動を展開してまいりたいと思っております。

さて、今日はコロナ禍の問題から少し離れ、二つの議題を用意させていただきました。

一つは、弁護士過疎・偏在対応の問題でございます。日弁連は1996年の定期総会において、「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」をいたしまして、それから25年が経ちました。最初は島根県の石見市、そして今話題になっている宮城県の登米市など、全国各地の弁護士過疎地域にひまわり基金法律事務所や法律相談センターを作り、そして、都市型公設事務所で派遣する弁護士を養成するなど、日弁連がこれまでにかけてきた費用は約53億円、貸付金を除くと47億円の出捐となります。この活動の一端についてご報告し、意見交換をさせていただければと思います。

もう一つは、法曹を目指す志望者の増加をどう図っていくかという問題です。北川議長には従前大変ご協力をいただいた問題でもあるのですけれども、私たちがどういう取組をしながら今日に至っているのかご報告し、意見交換をさせていただきたいと思っております。この問題は、三権分立の一翼を担う司法をつかさどる若手の法曹をどれだけ集め、育て、たくさんの有為な人材に弁護士として活躍してもらえるかということに繋がっていきますので、私たちとしては大きな問題です。皆様から有益なご助言をいただければと思っております。

2時間という短い時間ですが、皆様方から貴重なご意見をいただいて、私たちの活動に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

#### 4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは、次に議事録の署名人を決定いたしたいと思っております。村木副議長さんと湯浅委員さんを指名したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、村木副議長さんと湯浅委員さん、よろしくお願いいたします。

## 5. 議事

### 議題① 弁護士過疎・偏在問題への対策について

(北川議長)

それでは、議題に入らせていただき、お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきます。第1の議題、「弁護士の過疎・偏在問題への対策について」を検討させていただきます。まず、八木宏樹副会長さんからご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(八木副会長)

改めまして、八木でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の1ページ目は、日弁連がこれまでに取り組んできました弁護士過疎・偏在対策の大きな流れです。冒頭に荒会長からもお話がありましたが、1996年にいわゆる名古屋宣言を定期総会で採択いたしまして、弁護士過疎・偏在対策に取り組むという方針を打ち出しました。

弁護士過疎・偏在問題というのは、ある地域に弁護士がいない、あるいは、いるけれども地域の中で一部分に偏っていて、他の地域の方々が弁護士を利用しづらいという問題です。これを解消していく目安として、弁護士ゼロワン地域というものを無くしていこうということの一つの指標として活動を行っています。

ゼロワンというのは、地方裁判所の支部管内に弁護士がいないのがゼロで、弁護士が1人しかいないのがワンです。このゼロワンを無くそうということです。ゼロはもちろんよろしくないですけど、ワンにも問題があります。地域に1人しか弁護士がいないということになりますと、紛争というのは大体両当事者がいるものでして、片方の当事者が相談に行ってしまうと、もう片方の当事者はどこへ相談に行ったらよいのかということで、解決にならない懸念があります。ですので、ゼロワンの解消を目指すことを一つの目安として、活動を続けています。

この活動を行っていくための財政的な基盤として、「日弁連ひまわり基金」という基金を発足させました。その基金のために、弁護士会の会員一人ひとりの弁護士から特別会費の徴収を行い、それを財政基盤として活動を続けてきました。

具体的な内容は後ほどご紹介しますが、こうして活動を積み重ねた結果、2008年6月に弁護士ゼロ地域が解消し、2017年11月にゼロワン地域が解消しました。

ただし、この間も実は、ゼロワンというのは何度も発生したり、また解消したりというのを繰り返しています。地域の弁護士が2人になっても、廃業や、登録換えで別の地域に移ったりして、またゼロやワンになってしまうこともありました。そういった場合も、後ほど述べる公設事務所の設置などの対応によって、解消に努めてきました。

本年6月1日現在、弁護士ゼロワンは解消とはいきませんが、ワンの地域が全国に二か所ある現状です。現在も解消を目指して活動を続けております。

そして、先ほど会長からご案内がありました経済的な規模の話ですが、資料1ページ目をご覧くださいますと、この20年間に日弁連が出捐をしたのが47億円ということで、特別会費を基にこの活動を続けてきています。この特別会費というのは、月額1,000円から始まり、その後1,500円に上がった時期もありますが、また下がったり、その時々状況によって金額が変わります。2016年4月からは、特別会費ではなく一般会計からひまわり基金の方に繰り入れる方法でやっております。今年度の予算では2億円を繰り入れることになっています。

具体的な過疎・偏在対策の活動内容については、大きく四つの柱があります。

まずは、過疎地域に弁護士会の法律相談センターの設置を求める、あるいは、運営に対する補助をするという活動です。

2番目に、公設事務所（ひまわり基金法律事務所）を設置する、あるいは運営に対する補償をするという活動です。本年6月1日現在で全国に36か所、累計で122か所のひまわり基金法律事務所を設置しました。ゼロワンが解消した後は、そこに定着できた事務所が83か所、定着できずに閉鎖してしまった事務所が3か所あり、現在は36か所が実働している状況です。

3番目に、弁護士偏在解消対策地区といたしまして、もう少し弁護士がほしいという場所で開業する弁護士や弁護士法人に対する資金援助をしております。

4番目に、赴任する弁護士の養成を行う弁護士や弁護士法人への援助です。例えば私が所属している札幌にも、北海道弁護士会連合会が道内の司法過疎地に赴任する弁護士を養成するために設置しているすずらん基金法律事務所という事務所がございまして、そういったところに日弁連からも補助をしています。

その中でも、ひまわり基金法律事務所というのは、直接的に現地に法律事務所を設置するという、中心的な活動の一つです。先ほど全国で36事務所が実働していると申し上げましたが、ちなみに北海道にはそのうち11事務所があります。

そして、このひまわり基金法律事務所がゼロワン解消とどう関連しているかという点、割と一目瞭然として、資料に棒グラフが二つございますが、上のグラフはゼロワン地裁支部数の変遷で、昔は多かったのが減ってきています。下のグラフは、ひまわり基金法律事務所と、日本司法支援センター（法テラス）も司法過疎対策が本来的な業務ですので、法テラスの司法過疎対策地域の事務所を合わせた数ですが、これは右肩上がりに増えています。つまり反比例の関係となっていて、直接的に事務所を設置して活動することがゼロワン解消に役立っているということです。

関連して、日弁連の作成した動画がございますので、それをご覧くださいこうと思います。

（ 動 画 ）

（八木副会長）

ありがとうございました。

動画にも出てきました、オホーツク枝幸ひまわり基金法律事務所という北海道の事務所

を例に、運営の実情の一端をご紹介します。まずは、北海道のスケール感をご覧いただこうと思います。資料は、北海道の広さの中に都府県を並べた図と、次のページは、北海道がどこでもこうではないですけれども、スーパーマーケットまで直進110キロという看板が実際にある場所もございまして、距離感の違いがよく分かるかと思えます。

ご紹介するオホーツク枝幸ひまわり基金法律事務所は、資料の地図で言いますと、北海道のてっぺんに稚内支部、名寄支部という記載がありまして、その下に四角く囲われているのが枝幸町です。ここにオホーツク枝幸ひまわり基金法律事務所があります。

そこから、矢印が稚内・紋別・名寄に出ていますけれども、これは、この町に公設事務所ができるまで、一番近い法律事務所は稚内・名寄・紋別などの地域だったということにして、いずれの地域にもこの町から100キロほどあります。100キロがどのくらいの距離かというと、この東京・霞が関の弁護士会館から箱根の芦ノ湖辺りまでが100キロです。

鉄道は通っておらず、バスは直行ですとあっても1日2往復程度です。地元の方がもし相談に行こうとなると自動車で行くのですが、高速道路は通っておりませんので、大体1時間半から2時間かかるのです。

それでも平気だという方ももちろんいらっしゃると思うのですが、冬は道も危ないですし、高齢の方もいらっしゃる中で、法律相談するために100キロ運転して来てくださいなと言わなければいけないような状態にあったのだということです。

そういった状況でしたので、地元の旭川弁護士会も、積極的にこの法律事務所を誘致しようとして、地元の自治体もいろいろな支援をしてくださいました。最初は、法テラスの過疎型の事務所の設置を働きかけたのですが実現せず、そこで、ひまわり基金法律事務所を設置することになりました。

設置に当たって、それまでは旭川弁護士会が巡回型の出張相談を行っていたのですが、相談件数がそれほどなかったのも、運営に懸念もありました。ですが、所長弁護士にいろいろ聞いてみたところ、結果的には、運営はできているということでした。運営費の補助があるという説明をしましたが、1年目は補助を受けて、2年目は補助がなくても運営できたということで、やはりニーズはあったのだと感じております。

ちなみに、枝幸町と近隣の町だけではなく、他に複数の法律事務所がある稚内や紋別からも結構依頼があるというお話もありました。ゼロワンが解消されても、いろいろな弁護士に相談したいというニーズがあるのかと思われまます。

このように運営できているのは、もちろん所長の出村弁護士が積極的にいろいろな活動をしている結果でもあるのですが、やはり実際に事務所を開いてみるとニーズはあったのだということが分かったというふうにも思っております。

弁護士過疎と言いますと、一般的な過疎地の問題と括られることがありますが、しかし、人口密度が都市部の10分の1でも、権利保障は10分の1になっては当然いけません。こういった権利保障体制の確保というのは本来、国が行うべきことだと思うのですが、法の支配を隅々まで行き渡らせるために、日弁連は積極的に活動しているということでご

ざいます。こういった実情や問題点をご理解いただきたいということで、ご紹介しました。ありがとうございました。

(北川議長)

八木副会長さん、ありがとうございました。それでは、この件に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。Zoomでご出席の方は、全員宛てのチャット欄にて発言を希望される旨をお知らせください。それでは、どうぞ。

(鈴木委員)

鈴木です。意見ですが、今後40年で3000万人近い人口が減少するというので、地方自治制度自体を組み直す必要が出てきます。そうした話を総務省などが進めている中で、日弁連が単体でこの制度を支え続けるのは、社会保障制度と同様に構造的に無理があるだろうと思います。多分長期的な視点においては分かっていることだろうと思いますが。

現在、司法のIT化が進んでいますから、できる限り早期に、遠隔による法律相談のシステム整備に着手すべきではないかと思います。法の支配を日本社会の隅々まで及ぼすべきことは当然であって国の責務にも関わることですから、日弁連だけの財源でやる話ではないだろうと。そこは国の予算措置も求めていくべきだろうと思います。今現在の取組はとてもよいことなのでこれを継続しつつ、オンライン化も並行して進める、日弁連の財源で支え続けることは中長期的には不可能だということを前提にして、どう国に補填頂くかというところを考えていくべきではないかと思います。

(八木副会長)

ありがとうございます。IT化というのは、まさに重要な論点です。先ほど話に出ましたオホーツク枝幸ひまわり基金法律事務所所長の出村弁護士に聞いたところ、民事事件のIT化は既に一部始まっており、それなりに活用できているようですが、彼の要望としては、刑事事件が一番大変だというお話をされていました。というのは、例えば被疑者が勾留されて保釈の申請をするということになりますと、その手続のために、書類を裁判所に持っていかなければいけません。郵送もできるのですが当然遅くなります。最短で届けるとなれば持っていくしかないのですが、裁判所まで片道2時間ほどかかります。そういった点が改善されると非常に有難いというお話をされていました。刑事もIT化の検討が始まったところですので、これから検討が進むと思うのですが、広い意味で司法手続のIT化というのは、こういった問題にも影響してくると思います。

ただ、注意しなければならないと思っているのは、IT化を進めることによって、例えば地元の裁判所支部がなくなってしまうとか、総合的に見ると便利になったのか分からないことになっては困るので、そういったところは注意をしながら、活かせるものは活かしていくという姿勢が必要かと思っています。

(北川議長)

どうぞ。

(原副会長)



副会長の原です。日弁連公設事務所・法律相談センターを担当していますので、少し付け加えさせていただきます。コロナ禍で、現実の問題として、対面での相談ができないということがあって、それに対して、法律相談センターでどう対応しようかという議論を行っております。電話相談や、ウェブ上の相談も試行的にやろうとしているところです。ただ、やはり面談相談にもメリットがあって、その人の表情から感じ取ったり、あるいは目の前に資料を広げて説明するというのも、対面でないと難しいところがあります。どうしてもウェブ相談や電話相談だけでは伝わりにくい点があるのです。

更に言いますと、果たしてこの人が本人なのか、本人確認が難しいところもあります。相談者にとっても、その人が弁護士なのか分からないところもあるのではないかという指摘もあり、いろいろと注意しながら、どう進めようかと議論しております。

(北川議長)

鈴木さん、どうぞ。

(鈴木委員)

今現在でも人口1万人以下の自治体は結構あるわけですから、零細自治体はやがて消滅しますし、裁判所の支部も縮小を余儀なくされると思うので、そこはしっかりと統計ベースで中長期の設計を立てられるべきだと思います。それから、面談がよいのは皆さん百も承知でしょう。医療もそうです。しかし地方から総合病院が次々になくなっていくのですから、そこは遠隔医療で代替しつつ対応していかなければならない。そういったことを前提にした制度設計に組み替えていかざるを得ません。本人確認や資格確認は、マイナンバーカードを使うことも一案です。シュリンクしていく国家の中で仕組みとして、そこは何とか折り合いをつけることを考えなければならないと思います。

あえて言えば、1票の格差の解消などは構造的には不可能で、合区してももう限界があるわけです。そういった事実しっかりと向き合わずに、問題解決に資することのない意見を言っている限りは、政府の方も政策として取り上げようがないのだらうと思います。

ですから、今言ったようなところもまた司法のIT化の議論の中でも引き取って検討することも必要なことだらうなと思います。

(北川議長)

これはよろしいですか。それではどうぞ。

(河野委員)

ご報告ありがとうございました。ご報告を伺って、私は、裁判所だけでは法的サービスが機能しない状況があることですか、日弁連自らこういった法的サービスを提供して、過疎地に住んでいらっしゃる皆さんにしっかりと寄り添って、財源も用意されているということに大変感動しましたし、これまでの活動に敬意を表したいと思っております。

リーガルエイド全体として考えたときに、国や行政のスタンスはどうなのかというのは、鈴木委員がおっしゃったとおりでと思いますので、今後に向けて様々な調整と努力をしていただきたいと思います。

私が気になったのは、こういった過疎地域に赴任して業務を担ってくださっている方は、自薦・他薦、どんな形でいらっしゃるのでしょうか。

もう1点、こういったところで業務を担ってくださっている方で、例えばご家族がいらっしゃる方にとってみると、生活が成り立つのか、経済的自立があつて業務ができるのかについて、教えていただければと思います。

(八木副会長)

業務の担い手の弁護士については、先ほど日弁連が補助をしていることに少し触れましたが、過疎・偏在地域に赴任する弁護士を養成しようという事務所があります。口頭で申し上げた北海道のすずらん基金法律事務所もそうですし、そうではなく、一般の法律事務所で、そういった問題意識を持って養成をしてくださっている事務所は多くあります。そういうところが司法修習生などを募集して、応募した人が選考を受けて採用され、養成を受けて、各地に赴任しているという流れです。

そういう意味で言うと、通常の法律事務所の採用活動と同じところで始まって、その事務所が養成をして送り出してくれていますので、そういう仕組みで今のところ担い手を確保しているといえるかと思います。

また、経済的な面について、ひまわり基金の場合は、最低限の所得保証という形で支援をしております。ただ、そこに定着できるかどうかというのはなかなか難しいところです。

(河野委員)

ありがとうございました。できれば持続可能な取組になりますよう、それからそういったところに自ら赴いてお仕事をしてくださっている弁護士さんにとって、キャリアの中で誇りになるような活動となつていただければと思います。

そういった意味で言うと、国や自治体がもう少し支援をしてもよいと思いますし、住民の方々にも、こういった制度があることをもう少し知っていただくべきだと思いました。

(八木副会長)

ありがとうございます。国・自治体に対する働きかけや、より広く広報するといったことは、引き続き継続していきたいと思います。

(北川議長)

湯浅委員さん、お願いいたします。

(湯浅委員)

ありがとうございます。司法過疎の取組、本当に成果を上げていて素晴らしいと思います。

今のご質問とも関連すると思うのですが、先ほど、旭川から巡回したときにはなかなか相談件数が上がらなかったけれど、枝幸に定着したら、開業2年目にして補助金を受け取らなくても経営ができるようになって、それは所長弁護士の方がとても積極的に頑張っておられるからだというお話がありました。動画で取り上げられるくらいですから、相当優秀な頑張り屋さんなのだろうと思ったのですが、他の地域はどうなのかなと思っています。

今、持続されている事務所の中で、例えば3年ほど経つと補助金を得なくても経営できる

ようになっていくのか、あるいは、今ある事務所の中でも半分程度は所得補償を入れないといけない状態なのか、全体的な実情としてはどのような感じなのでしょう。

私も何人かひまわりへ行っている弁護士さんを知ってまして、地域に根付いてとても頑張っているのですが、実際に懐具合がどうなのかというのは聞いたことがないので、全体像を教えてくださいました。

(八木副会長)

全体的な数字の傾向については、後ほど事務次長から説明してもらおうと思います。

所長の出村弁護士の頑張りというのは、もちろん彼自身の頑張りではあるのですが、例えば、地方公共団体、社会福祉協議会や様々な福祉施設、経済団体、あるいは司法書士さんや税理士さんをはじめ他士業の方など、そういった方々と積極的にチャンネルを持ち、いろいろな話ができる関係性を築いていることにあります。

そういった関係性を築いていると、例えば時間が経って、実はこんなことが気になるのだけれど、と話をしてもらえるようになる。そうするとそれが法的な問題であったりしまして、それがだんだんと事務所として事件を受任することに繋がっていく。そういった活動が非常に重要だという認識は、恐らくどこのひまわり事務所にもあって、方法論としては皆さん取り組んでいるのではないかと思います。

巡回相談ですと月に一回程度弁護士が来るだけになってしまうのですが、そうではなく、自分の町や隣の町に弁護士がいて、いつでも行ける、話したことがあると、相談してみようかなという気持ちになるということが根本的に違うようです。そういった、単に巡回相談充足率だけでは測れない、地元のニーズの発掘や顕在化に繋がってくるのだと思います。

(石井事務次長)

担当の石井よりご報告いたします。運営費援助と私どもは呼んでおりますけれども、ざっくりと申し上げますと、事務所の収入から必要経費を引いた後に、私たちの定める一定の金額の所得が残るように、補助を出す制度があります。申請件数は年によって結構ばらつきがありますが、約3分の1から申請がなされ、多いときは約2分の1というような傾向です。なお、数字に基づくものではありませんが、2年から3年で所長が交代しますので、変わり目に当たる年の難しさなどがいろいろあるのではないかなと思っております。以上です。

(湯浅委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

その他、ご意見ございますか。井田さん、お願いします。

(井田委員)

ご報告ありがとうございました。私は新聞記者としての振り出しが札幌でしたので、北海道内の支部ですとか、裁判所も使いにくくなりかねないところを、弁護士さんたちも大変な状況にありながら、こうして出村さんのように活躍されている方もいらっしゃるのだなと思って、心強く感じました。

やはり、行かないとできない仕事は結構あると思うのですが、場所によっては行くだけで半日かかって、1日にお一人にしか会えなかったり、まして、雪が降ると移動自体が大仕事になってしまうと思うのですが、例えば当番弁護士や刑事の国選の場合、どのようにサポートされているのかなと思ったのが一つ目の質問です。どこの事務所も大変だろうと思うのですが、道内の状況でも結構ですので教えていただけたらと思います。

もう一つ質問がありまして、最新の「自由と正義」で昨年度の副会長さんが、73期の人の6割くらいが東京で登録していて、弁護士会によっては新しい登録がなかったところもあったというようなことを書いておられました。若い弁護士さんのトレンドといたしますか、法曹になる人が増えたのはよいけれども、東京志向・大都市志向というものが、かつてと比べてどうなのか、法曹人口を増やす前も東京が6割というような歩み留まり感があったのかということについて、お聞かせいただければと思います。

(八木副会長)

ありがとうございます。一つ目のご質問の、当番弁護士などのサポート体制ですけれども、例えば札幌弁護士会には、裁判所と同じように支部があり、支部には公設事務所もありますし、開業している方もいらっしゃいます。

例えば、支部の管内で刑事事件が発生して、当番弁護士の派遣要請があったとします。そうすると、まずはその支部にいる弁護士が優先的に行くのですけれども、場合によっては、件数が多くなり過ぎますと、札幌の弁護士が次の順番として、当然名簿は作ってありこの日の当番になっていますので、派遣要請がありましたということで、派遣されます。恐らく旭川弁護士会管内も同様の仕組みを採っているのではないかと思います。

そうすると、特定の地域に集中し過ぎることは恐らくないと思いますが、例えば札幌から遠い支部のところにも当番で派遣されると、引き続き担当することもあり得ますので、そうなるとちょっと距離的には大変になると思います。基本的には支部に所属している弁護士がまず先ということで、全体としては何とかやりくりをしているところです。

それから、新規登録弁護士の傾向の話についてはご指摘のとおりで、近年は東京をはじめとする都市部に集中している傾向がかなり強いです。北海道で言いますと、札幌は毎年大体20人から25人ほどの登録があるのですが、他の旭川、釧路、函館の三つの弁護士会は、ここ数年は登録があつたりなかったりという傾向です。これは全国的にも同じかと思いません。

従前の傾向はどうかというと、人数のベースが違うので一概には言えませんし、私は北海道の札幌と他会の例で考えてしまうのですが、札幌は毎年何人か登録がありましたが、他会は結構登録のない時期があつて、何年か経った弁護士がまだ一番若手だったということもありましたので、以前もそういう傾向はあつたのかなという気がいたします。

(神田副会長)

若干補足をさせていただきますと、東京、大阪、愛知、福岡の、大都市圏に登録する弁護士の割合というのは、実はこの10年以上、割合としては特に大きな差異はございません。

ただ、特にいわゆる5大事務所などと称される大きな事務所に就職が集まる傾向にあるとは申し上げられるかと思えます。以上です。

(井田委員)

どうもありがとうございました。法曹人口を増やしていく議論の中で、司法過疎の問題も、ある程度市場の原理で解決されていくのだという話をしていたような記憶もありましたけれども、やはりこの50億円近いお金を投入して初めて実現すること、そうしないと難しいこともあるのかなと思いつながら聞いておりました。

(北川議長)

浜野委員さん、お願いします。

(浜野委員)

ご説明ありがとうございました。素晴らしい方がいらっしゃるのだなと思って、お話を伺っていました。

ただ、やはり日弁連がずっと47億円投入し続けるのかというところが、課題になってくると思えました。制度はよいと思うのですが、例えば解決できるところはIT化してもよいのではないかと思います。

近くの弁護士さんにこだわらず、もっと違う視点を持った弁護士さんに相談したいという方がいるかもしれません。利用者の立場からすると、いろいろと選びたい気持ちもあるかと思えますので、医療制度で言えば、かかりつけ医から専門医をご紹介いただくような仕組みがIT化でできるのもよいと思えます。

司法過疎の地域の方々にも弁護士のサービスを行き渡らせるこの制度を、長く続けていくことが必要だと思えますので、IT等の技術も活用していただいて、先を見据えた対策を講じていただければと思います。

かかりつけ医のようにご紹介するケースは、この場合あるのでしょうか。

(八木副会長)

ありがとうございます。まず、先ほどもご意見いただきましたが、ITを全体的に活かしていくことはそのとおりで、いかに実質的なものとして活かしていくかという視点が必要だと思えます。

ご紹介の話については、例えば、1人しか弁護士のいない地域で、何か専門的な分野の紛争が生じて、その方自身では処理しきれないと判断した場合には、当然その分野に詳しい弁護士さんをご紹介するというふうになると思えます。

ただ、それがどのような状況かによっては、もっと違う意見を聞いてみたいという次元ですと、他の弁護士を直接ご紹介するところまでは至っていないのではないかと思います。なかなか地元にいる人は、地元にいる近しい弁護士からさらに相談する対象を広げるということまでは、現状はあまりないかと認識しております。

(浜野委員)

ありがとうございます。近いところに相談できる弁護士さんがいるということは心強く

有り難いことですので、継続できるように、様々な工夫をしていただきたいと思います。

(北川議長)

はい。

(石井事務次長)

担当事務次長の石井です。少し補足させていただきます。かかりつけ医という件について、弁護士は業界全体としてそのような制度はなくて、実際のところは、人のつながりで詳しい人を探すということになります。

そういう意味では、ひまわり基金法律事務所に行く先生たちは、出身の事務所がまずあるので、自分が詳しくないところはその先生たちに聞くのではないかと思います。あと、ひまわり基金法律事務所の弁護士同士でもネットワークを組んでいますので、そこでも質問等々をするということがあります。

もう一つ、公設事務所弁護士に対する支援委員会制度というのを設けております。これは、1人の赴任した弁護士に対して、日弁連や、弁護士会連合会、これは北海道であれば北海道弁連、または単位弁護士会、これは先ほどの枝幸で言えば旭川弁護士会ですが、それぞれから2名ずつ選出した委員会弁護士がサポートするという制度です。この制度は非常に積極的に動いていますので、専門外のことについてはそういった先生たちにも聞けるという仕組みは作っております。

(浜野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(北川議長)

よろしゅうございますか。では、次の議題に移らせていただきます。八木副会長さん、ありがとうございます。

## 5. 議事

### 議題② 法曹志望者増に向けた取組について

(北川議長)

続きまして、第2の議題として「法曹志望者増に向けた取組について」を検討していきたいと思います。まず、神田安積副会長さん、春名一典法曹養成改革実現本部副本部長さんにご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(神田副会長)

担当副会長の神田でございます。議題2、法曹志望者増に向けた取組について、三つの話を申し上げたいと思います。一つ目に、法曹志望者に関する現状について、二つ目に、法曹志望者確保のための制度改正等について、そして最後に、日弁連における法曹志望者確保のための取組についてお話をさせていただきます。その後、春名弁護士からお話をいただきます。

当日配布資料の、法曹志望者に関する現状についてというグラフと表をご覧ください。ま

ず、法科大学院志願者数についてのお話を申し上げます。法科大学院志願者数につきましては、平成16年度の制度開始当時は、7万2000人を超えておりましたが、グラフのとおり、次第に減少しており、令和2年度は8161人となっております。

それから、二つ目のグラフの入学定員と入学数ですが、こちらも減少しており、平成16年度の制度開始当時は、入学定員が5590人、入学者数は5787人でしたが、令和2年度の入学定員は2233人、入学者数は1711人となっております。

司法試験の受験資格を得るための予備試験についてですが、出願者数、受験者数、最終合格者数の推移は表に記載されているとおり、令和2年司法試験予備試験における法科大学院生及び大学生の受験状況等につきましては、出願者・受験者の約4割、そして最終合格者の7割以上は、法科大学院生及び大学生が占めております。

本来、予備試験というのは、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由によって、法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための途を確保するという目的で作られている試験ですが、今申し上げましたとおり、その運用状況は、制度本来の趣旨から乖離しており、日弁連としては、制度趣旨を踏まえた運用をすることを求めているところ です。

引き続きまして、法曹志望者確保のための制度改正等について、ご説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、法科大学院志願者数の減少の原因、この点について、どのように考えるかということですが、この(1)平成27年度6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定の中では、三つの理由が挙げられております。具体的には、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の広がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものであったということが指摘され、また日弁連においても、平成28年総会決議におきまして、当初の想定と異なる司法試験合格率の低迷と司法修習終了後の厳しい就業状況が続き、法曹養成課程における経済的・時間的負担の多さが、法曹志望者の減少の理由であると分析しております。

つまり、合格率が当初言われていたよりも低かったこと、就職状況が厳しかったこと、さらに、法曹養成課程における経済的・時間的負担の多さ、この三つが法曹志望者減少の理由であるという分析がされていたところ です。

これらの背景もございまして、先ほど述べました推進会議決定がなされ、その後関係省庁において、これらの原因を踏まえた様々な制度改革や法改正がなされてきたところ です。

とりわけ、法科大学院は、平成27年から平成30年度の3年間を集中改革期間として、一つ目は、法科大学院組織の見直し、二つ目は、教育の質の向上、そして三つ目として、先ほど申し上げました経済的・時間的負担の軽減の取組が行われました。

近年では、令和元年6月に、法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律が改正され、大きく二つ、一つ目が法曹コースの設置等による法科大学院教育の充実、二つ目が司法試験の在学中受験の導入がなされまして、この法曹コースというものが2020年度から開始しております。

法曹コースというのは、法学部等に3年間でいわば早く卒業できるコースを設けて、法科大学院に進学ができるとそこで2年間のコース、つまり合計5年で法律の勉強を、法学部等と連携しながら教育するシステムができたということです。

二つ目は、これまでは、法科大学院を卒業してからでなければ、司法試験を受けることができなかつたのですが、所定の科目の履修や法科大学院の修了見込者であること等を条件に、在学中に受験ができるということで、年数がより短縮した形で勉強することができるという制度を導入したということです。

3点目です。日弁連における法曹志望者確保の取組についてご説明申し上げたいと思います。今申し上げましたような各省庁等の取組に加えまして、日弁連としても多様で有為な人材に法曹を目指していただく、そして質の高い法曹が広く社会の様々な分野で活躍する状況を目指すということで、法曹、とりわけ弁護士の魅力発信の取組を継続して実施しております。後ほど、各弁護士会における取組の実践例として、春名弁護士からもご報告をさせていただきますところがございます。

まず、一つ目でございますけれども、各弁護士会における取組の促進のための手引き等の整備をしております。各弁護士会におきまして、中高生や大学生に対して、例えば出張授業、講演会などを実施し、裁判傍聴や事務所訪問の企画を行う際などの留意点をまとめた手引きを整備して、各弁護士会に取組を要請し、また取組のための費用も日弁連から補助をしております。

二つ目に、法曹志望者向けのパンフレットの作成をしております。2014年に法科大学院出身弁護士の広がり活動領域を紹介しましたパンフレットの第2弾として、「弁護士になろう！☆8人のチャレンジ☆vol. 2」というものを2019年3月に発行しております。

東南アジアに関する投資・事業再生案件に取り組む弁護士や、児童相談所で子どもに関する幅広い相談に対応する弁護士、スポーツ庁での業務や大学スポーツの改革・発展に取り組む弁護士など、さらには仕事と育児を両立させ、柔軟な働き方を実現している弁護士など、様々な領域に広がる弁護士の仕事の魅力をお伝えする内容となっております。

また、本年2021年1月に、「舞台は世界 弁護士が担うグローバルな役割」というパンフレットを作成いたしました。こちらは、国際的な分野で法律家として活躍している若手・中堅の実務家たちがどんな仕事をしているのかを紹介し、国際的な弁護士の多様性を伝えるものです。

三つ目に、「弁護士に会ってみよう」という企画を実施しております。こちらは、中高生や大学生に弁護士会館に集まっていただいて、直接、弁護士と会って話をし、弁護士の仕事の内容、やりがい、日常生活などについて、率直に質問をする機会を設けるものです。

コロナ禍においても、そのような意義ある活動を継続すべく、オンラインでも継続して実施をしております。昨年8月には、夏休みのウェブ特別企画、また今年3月には、春休みウェブ特別企画というものを開催しまして、延べ50人程度の学生にご参加いただいて、オンライン開催ということもございまして、関西や四国の学生のご参加もいただいたところで



す。

あと三つほどご紹介申し上げたいと思います。法科大学院協会主催の「ロースクールへ行こう！」という企画の共催をいたしております。法科大学院協会が主催し、法科大学院の魅力、授業の様子の紹介、法曹三者の仕事やその魅力等を伝える企画に、日弁連が協力しています。今年は、4月に東京会場で行われ、オンライン形式の開催で、全国どこからでも参加できまして、申込は800人以上、当日は500人以上の参加者がいたということで、盛況だったということでした。

もう一つ、日弁連では、仕事体験テーマパーク「カンドゥー」に協賛し、2019年3月から、子どもたちが弁護士の仕事を体験できるアクティビティを開設しております。「カンドゥー」は千葉県のイオンモール幕張新都心内にございまして、3歳から中学生までの子ども、その保護者が様々な職業を体験できる施設です。アクティビティでは、例えば窃盗の疑いをかけられた被疑者、被告人を救済する。そのために証拠を収集し、刑事裁判で弁護人として活動する。こういった体験を通して、多くの子どもたちに弁護士の仕事について理解してもらい、弁護士を将来の職業選択の候補にしてもらおうということを目指しております。

最後になりますが、2019年7月29日に最高裁判所において、法曹三者共催企画「法曹という仕事」が開催された際のパンフレットを資料に含めております。こちらは、最高裁判所から日弁連・法務省に協力の打診がございまして、最高裁主導の企画として進められたものです。第1部では、最高裁判所の講堂で、共通の刑事事案を素材に法曹三者が各自の仕事の概略を説明し、その後に法曹三者それぞれの職業を選んだ理由、魅力、学生時代どう過ごしていたか、といったことをテーマとしたパネルディスカッションが行われました。

また、第2部では、各小法廷に分かれ、検察官、裁判官、弁護士に一つずつ割り当てがあり、参加者の各法曹が対談するワークショップが実施されております。日弁連は、理系出身の弁護士、大規模事務所で子育てをしながら働く弁護士、刑事事件に取り組む弁護士、そのような方々にご登場いただき、弁護士の働き方、活動の多様性をお伝えしました。このときの参加者数は約180名、主に高校生、大学生にご参加をいただいたところです。参加者からは、それぞれの仕事の実情をよりよく知る機会となった、自分の進路を考える上で有益な機会であったという感想が寄せられております。本年度は、8月17日にオンラインで開催予定です。

今の人口減少社会の中、どの業界でも後継者の確保・育成ということが共通の喫緊の課題となっております。また、他士業でも志望者を増加させるための様々な取組がなされております。繰り返しになりますが、弁護士会としても、より良い有為な人材に法曹界を目指してもらうために、日弁連として可能な限りの取組をしていきたいと考えているところです。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。春名副部長さん、ご発言をお願いいたしたいと思います。

(春名副部長)

どうも皆さん、こんにちは。兵庫県弁護士会に所属しております、弁護士の春名です。市民会議の委員の皆様には、平素、日弁連が大変お世話になっております。また、私が村越進会長の下で事務総長をいたしましたときも、何かとご指導をいただきました。ありがとうございます。

それでは、私からは、兵庫県弁護士会が行っている法曹の魅力発信の取組についてご報告いたします。資料に沿ってご説明します。

当会では、2016年に、法曹の社会的な役割や活動の魅力を広め、有為な人材が法曹を志望するように働きかけるということを目的としてプロジェクトチームを立ち上げました。以来、私が責任者をしております。

具体的な活動をご紹介します。最初は、「夏季特別企画！！弁護士に会ってみよう！」という企画です。中高生・大学生に実際に弁護士に会ってもらい、自由に話をしてもらおうという企画です。夏休みの間、参加者の希望日時に合わせて、当会が若手の弁護士を選び、直接会ってもらうことにしております。毎年10件～12件の申込がございます。時には学校単位、あるいは学年単位の申込もあり、参加者が200名を超えるときもございました。なお、昨年と今年はオンラインでも実施可能としております。

2番目は、2018年度から受け持っております、神戸大学法学部での授業です。こちらは、法学部2年生15名程度を対象とした、後期の2単位科目です。開講している科目名は、特別講義法律実務体験演習というもので、授業の内容は、企業内法務、模擬法律相談、模擬刑事裁判の3本立てとなっております。学生には、企業内の法務担当弁護士や市民から相談を受ける弁護士、裁判官、検察官、弁護人の役割をそれぞれ体験してもらいます。弁護士が相談者役や被告人役、あるいは各裁判官、検察官、弁護士チームのアドバイザー等を務めております。

兵庫県弁護士会では、県下の3大学と学術交流協定を締結しております。神戸大学での授業もこの協定に基づき、大学から弁護士会が委託を受けて実施しています。ちなみに、法科大学院への予算配分に当たっては、文部科学省の強化・加算プログラムの評価というのが行われておりますが、神戸大学法科大学院は評価対象の取組の一つにこちらを取り入れています。

この授業に協力している当会弁護士は、プロジェクトチームの弁護士ですが、12名おりました、全員が法学部の非常勤講師という立場で関わっています。受講した学生たちが法科大学院に進み、法曹を目指してくれることが目標です。

3番目は、「弁護士 母校訪問 こんにちは！後輩たち！」という企画です。弁護士が自分の卒業した小学校、中学校、高等学校で後輩たちに向けて、法曹の仕事について語るというものです。文部科学省は学習指導要領でキャリア教育をすることを定めていますが、学校側へはその一環としてご利用いただきたいという働きかけをしております。昨年度は2件、小学校1件、高等学校1件の実践がございましたが、本年度は既に3件、小学校2件、高等学校1件のオファーがございます。

4番目は、「弁護士になろう！8人のチャレンジ 兵庫県版」というパンフレットの作成です。8人の弁護士はそれぞれ法科大学院出身の弁護士ですが、特徴のある働き方をしています。現在、作成して3年が経ちましたので、新しいバージョンを作ろうと考えています。SDGsの観点からいろいろなことに取り組んでいる弁護士8人を取り上げてはどうかという話が出ております。

このような取組は、地元のマスコミを通じて発信することも大事であろうと考え、地元の神戸新聞に説明をして取り上げてもらったことがございます。

以上、兵庫県弁護士会の取組をご紹介します。ありがとうございました。  
(北川議長)

春名先生、ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからご質問をいただきたいと思っております。どうぞ、逢見委員さんお願いします。

(逢見委員)

どうもありがとうございます。いろいろな論点を含む課題だと思いますが、私を感じたことを二、三述べたいと思います。

法曹人材をどう育成するかという司法制度改革の議論の中で、法科大学院が設立されましたが、今、いろいろな課題があると思います。

まず、弁護士会や日弁連は、当初の司法制度改革で法曹人口を増やしていこうという議論に対し、供給過多になってしまうという懸念をされていたのではないかと思うのですが、弁護士の仕事として必要な需要に対して、弁護士の供給が今後不足していくという見通しなのでしょうか、というのが一つです。

それから、法科大学院がとうとう募集を停止してしまいました。募集停止の原因としては、合格率があまり上がらず、高いお金をかけて法曹界に入ろうと志したにも関わらず達成できなかったと挫折するケースが出てくると、そこに飛び込もう、自分の一生をそこに捧げようという気持ちになれないといったところに課題があるような気がするのですが、いかがでしょうか。

もう一つ、飛び級についてです。もともとは様々な社会経験を持った人に法曹界に入ってもらおうという、供給源の多様化を目指したと思うのですが、それがむしろ飛び級によって、言葉が適当かどうか分かりませんが、純粋に促成栽培した人を法曹界に送り込むのは、何か少し発想が違っているような気がするのですが、そういった点についてどうお考えなのか伺いたしたいと思います。

(神田副会長)

今、三つのご質問をいただきました。一つひとつが重いご質問です。一つずつご回答申し上げたいと思います。

まず、一つ目です。日弁連として、当初は法曹人口を増やしていくということではなかったのか。また、今後供給不足という見通しがあるのかないのかという趣旨のご質問と理解いたしました。

日弁連は、2012年3月に、「法曹人口政策に関する提言」というものを公表いたしました。その際には、法曹養成制度の成熟度、現実の法的需要、司法基盤整備の状況に比して、その時点ではありますけれども、弁護士人口増員のペースが急激になり過ぎるとして、司法試験合格者数をまず1500人まで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度合いや、また現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処すべきであるという提言をいたしました。

その後、政府の法曹養成制度改革推進会議が、2015年6月に推進会議決定を公表いたしました。当面1500人程度の司法試験合格者が輩出されるよう必要な取組を進めるという取りまとめに至りました。

昨年度からですけれども、日弁連では先ほど申し上げた提言、司法試験合格者のまず1500人まで減員するという点につき、この5年間のうち4年間は1500人台の合格者、また昨年は1450人の合格者だったということ踏まえ、合格者が概ね1500人まで減員ということが達成されるに至ったということ前提として、更なる減員について、客観的なデータを踏まえて検証する。また、その視点としては、繰り返しになりますけれども、一つ目の業務量・求人数、また二つ目が司法基盤整備の状況、そして三つ目が法曹の質、この3点から現在、法曹人口検証本部という組織を立ち上げて、検討しており、今年度中に、その検証をしたいと考えているところです。

したがって、ご質問いただきました、供給が不足しているかどうかという見直しにつきましても、今会内で議論を進めているところでございますので、また改めて機会を見まして市民会議の先生方にもご報告を申し上げたいと考えております。

それから、二つ目のご質問です。法科大学院について、募集停止は合格率が上がらないといったところが原因だったのかどうかというご指摘をいただいたところになります。

この点につきましては、法科大学院の組織見直しが進められており、まず入学時に、法科大学院の入学者の質の確保を図るべきではないか、そういった視点から法科大学院の規模を適正化する。当初は74校ございましたけれども、これを適切に減らしていくことも必要ではないかということでの取組がなされたところです。

また、受験者を、定員があるからと言って全員入学させてしまうということではなく、競争倍率として最低2倍をきちんと確保して、そこで質をきちんと担保できるような制度、運用を行っていくべきであり、その運用が現在も継続されています。

また、入学時だけではなく、卒業時の質の確保も重要であるということで、従前よりも進級要件・卒業要件を厳格化して、法科大学院を卒業したということであれば、以前と異なり、司法試験が自由に受けられるということではなくて、一定の質が担保された卒業生が典型的にこの司法試験を受けていくという制度が作られつつあります。法曹志望者が減っている、また、受験者が減っているということで、質が落ちているのではないかとご指摘を受けることはあるのですけれども、繰り返しになりますが、私たちの時代は、自由に回数制限もなく、受からなくてもずっと司法試験を受けるということが可能であったわけですね

れども、現時点では司法試験の受験者は原則として法科大学院を卒業しています。入学時また卒業時の質の担保を経た上で法科大学院を卒業した受験生が受けているということで、そういった意味ではプロセスの中で質が担保されているということであり、必ずしも質が落ちているというわけではないというご説明をしています。

最後でございますが、飛び入学という表現を使っていただいて、促成栽培ではないかというご指摘もいただきました。先ほど私のご説明申し上げましたいわゆる法曹コース設置に伴う、3+2のことについて、多様な人材の確保という当初の理念から離れたものになるのではないかとご質問であったと理解しました。

この点につきましては、この3+2というものは、一定程度割合が限定されているものであり、全ての受験者に当てはまるものではないということをご理解いただきたいと思います。しかしながら、ご指摘いただいたとおり多様な人材を集めるということが最も大切な視点でこの改革が始まったということをご踏まえ、昨年度の文部科学省の中央教育審議会では、いわゆる法学未修者、これまで法律を勉強してこなかった方にどうやって入学をしていただいて、また、その後、適切に教育をすることによって、合格いただけるかといったところが集中的に討議され、それについての対策が講じられたところです。今後、対策を日弁連としてもきちんと注視して、今ご指摘いただいたような、多様な人材の方々を受験をしていただいて、弁護士、法曹になっていただくということをきちんと図っていきたいと考えているところです。以上です。

(北川議長)

逢見さん、よろしいですか。それでは、湯浅委員さん、お願いいたします。

(湯浅委員)

ありがとうございます。この話は、私が市民会議の委員をさせていただいている間にも何回も聞いていて、素朴な質問で恐縮なのですが、予備試験は増えていっていますよね。これは、本来の趣旨と違うというお話もあったのですが、よくないことなのですか。

というのは、受験生の総数の減少の話とロースクールの減少の話と、2軸あって、ロースクールの減少は予備試験の増加という話になっていて、ロースクールを卒業した方が一定の質が担保されて法曹人になるのだということだと思っておりますが、裏返すと、予備試験で受かった人はあまり質がよろしくないのでしょうか。

それは本人たちの選択といたしますか、市場の原理が表れているような面もあると思って、予備試験で通るのは本当によろしくないのか分からなくなってきてしまったので、さんざん議論されてきていることだと思っておりますが、改めて教えていただければと思います。

(神田副会長)

ありがとうございます。予備試験につきましては、日弁連として、予備試験がよろしくないとか、予備試験を制度的に制限するといった方針を取っているわけではございません。

繰り返しになりますけれども、本来であれば予備試験は、経済的な事情や、既に実社会で十分な経験を積んでおられることを理由に、法科大学院を経由しない方であっても、法曹資

格取得の道を確保するということを制度趣旨としているものでございまして、日弁連としては、可能な限りプロセスを重視して法科大学院にお進みいただきたいということを申し上げてきました。けれども、予備試験をネガティブに評価するということではございませんし、制度的に制限する方針を取っているわけでもございません。

予備試験の受験者のうち、大学生、法科大学院生、法科大学院修了生が占める割合は5割を超えており、また合格者の7割から8割をこの三者が占めるということですので、そういった意味では、法科大学院のシステムと予備試験というものが必ずしも相反するものではないと理解しております。

先ほど申し上げましたとおり、法科大学院改革を引き続き進めている、また進めるべきであると我々も考えておりますので、その中で予備試験がより望ましい運用になるようにしていきたいと考えているところです。以上です。

(湯浅委員)

ありがとうございます。ご説明のときも分からなかったのですが、予備試験の望ましい運用というのは、どういう運用のことですか。

(神田副会長)

同じようなお答えになってしまっても大変恐縮なのですが、やはり経済的な事情だとか、実社会で十分な経験を積んでいるという方に、法曹資格取得の道を確保するというのもともとの制度趣旨だったということですので、そういう制度趣旨に沿った運用が望ましいということになります。

ただ、これは強制することができない、また、実際に予備試験を経由して合格した方が、就職の際に有利に評価されるというような実情もございまして、これを望ましい姿にしていくというのが、申し上げるのは簡単なのですけれども、具体的にどのように実現させるかというのはなかなか難しいというのは、ご指摘のとおりかと思っております。

(北川議長)

よろしいですか。

(湯浅委員)

すみません、やはりよく分からないところがありますが。

(神田副会長)

春名先生、何か補足ございますか。

(春名副本部長)

特にございません。なかなか理解していただくのは難しいかもしれませんが、要するに、法曹になる前にどういう道を歩んでほしいのかということ、やはりロースクールでしっかり切磋琢磨して勉強してもらいたいなど、そこが大切なんです。

ただ、いざ合格をした方に関しては、予備試験であろうが、ロースクール組であろうが、そこに全然差別はないということです。

(湯浅委員)

だとすると、予備試験の資格要件を明確化する所得要件や、実務経験要件というものが、今の望ましい運用に一番近いと思うのですが、そういう主張をする予定がないのは、なぜですか。

(春名副本部長)

実は、だいぶ以前になりますが、日弁連の内外で、意見が出たことがあります。しかし、いざそういう要件を設けることを考えると、いくら収入を基準にするのか、どんな社会経験であれば要件を満たすのかと、意見が分かれて、なかなか明快に切り分けることはできなかったということがありました。

(荒会長)

平成26年の推進会議決定にまた遡るのですが、そこからいろいろ検討を重ね、平成28年から30年の法科大学院の集中改革期間を経て、今があります。予備試験については、改革の余地があるのではないかという意見もありますが、その前に、法科大学院が法曹養成の中核として、きちんと役割を果たすに足る姿になっているのかどうかというところが問われていて、まずそこをやっていきましょうということがあります。

集中改革期間の実現としての法科大学院の前に、本来であれば、まず法学部をどう作るのかという、法学部改革が先行しなければいけなかったものが、今は同時並行して学部改革が行われて、3年で通り抜けるコースが作られました。そして2年の法科大学院の既修に入って、その2年目の夏に司法試験が受けられ、法科大学院在学中に司法試験に合格して、翌年3月に司法修習に入ることができる。切れ目なくシームレスに、3+2+1の6年間で終わられる仕組みが今回できたと私は考えていて、そういうものがきちんと機能していったときに、予備試験との関係もどうなっていくのかということをお我々はこれから見据えていかなければならず、その中で、予備試験改革についても考えていくことになるのかなと思っています。以上です。

(湯浅委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

それでは、吉柳委員さん、お願いします。

(吉柳委員)

素朴な質問です、私は大学の法学部法律学科に行きまして、たまたま学生のときに起業を目指したので弁護士は諦めたのですが、もともとは弁護士になりたくて法律学科に入ったんですね。当時、法律学科に行ったら弁護士を目指すのが当たり前で、周りの友人たちはほぼ全員が司法試験を受けていたのですが、今、法学部へ進まれる方がどれくらい減っているのか知りたいと思います。

10年前は皆法学部を目指していて、社会認知的にも、医者、弁護士何ぞやと、高校生になりたい憧れの職業という立ち位置であったと思うのですが、今は、そういうふうに思う方が少ないから、これだけ人数が下がっているのではないかと思います。先ほどお伺いして、

いろいろな広報活動をされていると思うのですが、もちろんなかなか、認知すれば憧れを醸成できるわけではないと思いますし、私の周りが皆弁護士を目指したいと言って法学部へ行った時代とは人々の価値観が変わっているのだと思います。

先ほど、高校生のなりたい職業ランキングというのを見ていたのですけれども、そこでは看護師や地方公務員などが挙げられていて、人の役に立ちたいといった理由が挙げられていました。最近、私も大学生の面接をするのですが、社会の役に立ちたい、人の役に立ちたいという方々が増えていると感じています。

ですので、昔はやはり弁護士は儲かる仕事というイメージで憧れる人が多かったと思うのですが、今、弁護士は社会の役に立つ仕事だという認知が広がれば、なりたい人はもっと増えるかもしれないと思いました。

なぜ、中高生で弁護士を目指したい人が昔より圧倒的に減っているのか、根本的な原因というのは、日弁連としてはどういうこととお考えなのか、是非聞かせていただきたいと思います。

その辺りに向き合わないと、なりたい人がまず増えない限りは、変わらないかもしれないと思って、稚拙な意見かもしれませんが、よろしくお願いします。

(神田副会長)

ご質問ありがとうございます。志望者が減っていることについて、端的にこういった原因だと特定できているわけではございません。志望者が減っていることに非常に悩み、考えている業種は弁護士会だけではないと思います。今日は村木委員がいらっしゃいますけれども、国家公務員につきましても、例えば東京大学法学部からの希望者が減っているということが新聞等で報じられておりました。

そういった意味では、そもそも法学部に入る動機自体が多様化しているということが考えられますし、また法学部に入って法律を勉強したとしても、かつてのように国家公務員、司法試験、金融機関といった固定的な対象だけではなくて、その魅力の対象が非常に多様化し、分散しているといったことが理由としてはあるのかなと思っております。

ただ、それはあくまでも相対的な話でございまして、法曹界、または弁護士会に対して、何か魅力が落ちている、それは原因がこれというふうに特定できなくとも、何かしらあるのだろうとは思いますが。

これはデータに基づくものではございませんので、感覚的なものにとどまりますけれども、様々な要因が考えられるところです。例えば、もしかするとご指摘のように収入という要因があるのかもしれません。しかし、それも果たして、私たち自身の経験として、収入のために弁護士になろうと思ったかという、決してそうではないものですから、収入だというご指摘も間違いではないと思うのですけれども、自分自身の感覚としては、収入が原因だと言い切れない、また言い切りたくもない、そういうところが正直でございます。

それから、働き方改革といったような視点からいけば、福利厚生等も含めて、果たして弁護士、または弁護士事務所というものが働きやすい環境になっているかといったところも、



相対的な比較の中で、もしかしたらあるのかもしれませんが。統計によれば、弁護士事務所の7割近くが10人以下の事務所だというデータに接したことがございます。もちろん大きな事務所もあるのですが、1人でやっている事務所も多いですし、5人以下、10人以下という規模の事務所は多数ございます。そういった観点からすると、法律事務所というのは、中小企業ともいえない本当に小さい事務所が多いという視点から、不安を感じておられる方がいらっしゃるのかもしれませんが。これは本当に推測で恐縮ですが、そういったことも考えられます。

ただ、最近一つ参考になる記事を見つけまして、公認会計士を目指す女性が増えているという記事が日経に出ておりました。公認会計士は、女性の比率がこの10年間で約7ポイント上昇したということです。その原因として、ここで報じられている内容によれば、日本公認会計士協会は、2016年に女性会計士の活躍を後押しする専門組織を設置して、2030年度までに試験合格者の女性比率を30%上昇させることを目標に掲げ、高校や大学で女子生徒向けに会計士の仕事を知ってもらうイベントを開催するなどの取組を進めてきた結果、会計士という職業への認知が広がったということです。また、会計士の受入側となる監査法人も時短勤務や育児支援制度などを充実させ、女性の働きやすい環境整備に力を入れているということです。私たちも、今後そういったことにも努めて、魅力だけではなく働きやすさという観点からも、法曹、弁護士になっていただくための努力を尽くしていかなければいけないと感じております。以上です。

(吉柳委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。よろしゅうございますか。それでは、今日はこの程度で終わらせていただきたいと思います。両先生ありがとうございました。

## 6. 次回日程

(北川議長)

それでは、次に、次回第69回市民会議の日程を議題とさせていただきます。

次回の日程ですが、既に内定通知をさせていただいておりますとおり、2021年9月22日水曜日が、現段階で委員8名の方が参加可能ということで、この日に行いたいと思います。時間は午後1時30分から午後3時30分に開催させていただきたいと思いますので、ご予約いただきたいと思います。会議室は、事務局からまたご案内申し上げます。

## 7. 閉会

(北川議長)

これで終わらせていただきますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、第68回市民会議を閉会させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。(了)